7月定例会議で町税条例の改正や元年度補正予算などの審議が行われました。
主な内容は次のとおりです。

条例改正

●町税条例の改正

個人住民税の住宅ローン控除期間を3年間延長。軽自動車税のグリーン化特例措置を令和3年度まで継続し、令和4、5年度の特例措置は電気自動車に限定。国民健康保険税（医療分）の課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げる改正など。

●道路占用料徴収条例等の改正

10月からの消費税率引き上げに伴う料金の改正。対象となるのは道路占用料、総合センター使用料、一般廃棄物処理手数料、農業集落排水施設使用料、町整備型浄化槽使用料、地域情報通信基盤施設加入負担金、水道料金など。

●社会体育館条例等の改正

消費税率引き上げに伴う指定管理施設の利用料金を改正。対象となるのは社会体育館、森林公園、森の館ウッディ、総合運動公園、プラトー、ミルクハウス、グリーンテージ、冬部生活改善センター、小屋瀬農村センター、江刈農村センターなど。

●災害弔慰金支給条例の改正

災害救護資金の貸し付け利率を現行の3㌫から1.5㌫に引き下げる改正など。

トイレが設置される旧遠藤邸

その他

●あっせんの申し立て

東京電力原子力発電所事故による放射線影響対策に要した費用を、原子力損害賠償紛争解決センターに和解あっせんを申し立て。申し立ての請求内容は、平成27年度の草地更新等の除染作業費用343万円。

発委案

●新たな過疎対策法制定の意見書

過疎地域自立促進特別措置法（※）が令和3年3月で失効することから、新たな過疎対策法の制定を実現するため、全国過疎地域自立促進連盟から意見書提出の要請がありました。審査の結果、内閣総理大臣などに意見書を提出しました。

（※）過疎地域自立促進特別措置法
高度経済成長期に地方から都市への大規模な人口移動により、農山漁村で過疎問題が生じたことから、これに対処するために制定された法律。過疎地域への財政上の特別措置が定められている。

補正予算

一般会計に2億3861万円追加し総額を72億3078万円としました。支出では、長期債償還元金に1億9761万円、繰り上げ償還補償金に1392万円、町道茶屋場田子線開通記念行事実行委員会補助金に300万円、旧遠藤邸水回り工事に290万円など。

補正額と主な予算の使いみちは左の表のとおりです。

定例会議で決まったこと

元年度補正予算

会　計　名	補正額	補正後の予算額
一般会計（第1号）	2億3861万円	72億3078万円

《主な予算の使いみち》

- ■ 長期債償還元金……………………………… 1億9761万円（起債の繰り上げ返済）
- ■ 任意繰上償還補償金…………………… 1392万円（起債繰り上げ返済の利息見合い補償金）
- ■ 地域人材ネット外部専門家招へい業務……350万円（地域活性化の専門家による指導、助言）
- ■ 町道茶屋場田子線開通記念行事実行委員会補助金・300万円（秋まつりに併せて記念行事を開催）
- ■ 町家旧遠藤邸水回り工事…………………………290万円（トイレ、手洗いの設置）
- ■ 小学校校舎修繕工事……………………………270万円（葛巻小学校校舎の漏水修繕）
- ■ 自治総合センターコミュニティ助成金…………180万円（車門自治会：テーブル、椅子など）

議員の判断〈議決結果〉

○ 議員の判断で決定した議案（賛否が分かれた議案はありませんでした）

議案等番号	件名と主な内容	議決結果	賛否
承認1号	**町税条例の改正（専決処分）**…個人住民税の住宅ローン控除期間を延長する改正など	承認	全員賛成
議案27号	**元年度一般会計補正予算（第1号）**…2億3861万円を追加して予算額72億3078万円に	可決	全員賛成
議案28号	**道路占用料徴収条例等の改正**…10月からの消費税率引き上げに伴い、各種使用料、手数料などを改正	可決	全員賛成
議案29号	**社会体育館条例等の改正**…10月からの消費税率引き上げに伴い、指定管理施設の利用料を改正	可決	全員賛成
議案30号	**災害弔慰金支給条例の改正**…災害救護資金の貸し付け利率を引き下げる改正など	可決	全員賛成
議案31号	**あっせんの申立てに関する議決**…東京電力原子力発電所事故による損害賠償343万円の和解あっせんを申し立て	可決	全員賛成
認定1号	**30年度国民健康保険病院事業会計決算の認定**	認定	全員賛成
認定2号	**30年度水道事業会計決算の認定**	認定	全員賛成
発委2号	**新たな過疎対策法制定の意見書**…過疎地域自立促進特別措置法が失効するため、新たな法の整備を求める意見	可決	全員賛成